

業 務 連 絡
令和 3 年 3 月 11 日

各 自動車整備振興会 御中

一 般 社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

ナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間の延長について

前略 自動車のナンバープレートの表示方法については、平成 28 年 4 月に施行されたナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示等により明確化され、そのうち、ナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、令和 3 年 4 月 1 日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用するという猶予期間が設けられていましたが、今般、下記及び別添のとおりプレスリリースがあり、当該猶予期間が令和 3 年 10 月 1 日以降に延長されましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員事業場に対して、当該猶予期間が延長されたことについて周知くださいますようお願いいたします。

草々

記

〈国土交通省報道発表資料〉

車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000119.html

〈添付資料〉

参考 1：日整連第 27-402 号（平成 28 年 1 月 14 日）

参考 2：日整連第 27-525 号（平成 28 年 3 月 31 日）

以上

（本件に関する問合せ：日整連 事業部 遠藤、與戸）